

「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」素案の作成に向けた検討資料

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞		条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		パブリックコメント等における主な意見 (中間取りまとめ)	素案作成に向けた協議事項等	
				質問要旨	答弁要旨			
目的	受動喫煙防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持	道民の健康課題として、本道の肺がん死亡率、罹患率ともに高く、また、成人喫煙率が高いことから、受動喫煙対策を強化していくことが必要。				●国の健康増進法と同程度の規制では条例を作る意味がない。 ●努力義務とはいえ、道民の意識を大きく向上させる契機になる。	・修正や追加等について	
基本理念	たばこの煙が及ぼす健康への影響を認識し、受動喫煙ゼロの実現を目指し受動喫煙防止対策を推進	本道の現状及び道議会決議を踏まえ、決議と同様に「受動喫煙ゼロ」を目標として位置づけて、道民を始め、国、道、市町村、事業者、施設管理権原者及び関係団体が相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指して対策を進める。				●受動喫煙ゼロを目指すのであれば分煙ではなく禁煙条例とする。 ●この条例は、「受動喫煙ゼロ」を目指しており、受動喫煙防止対策を推進する事を目的としたもので、禁煙の推進を目的とするものではない。	・修正や追加等について	
	受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者及び妊婦に特に配慮	20歳未満の者等を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることは、未来を担う子ども達を健やかに育てていくため、道が市町村や関係機関等と認識を共有して積極的・重点的に推進する課題として適当。				●「妊婦は喫煙をしてはならない」を規定すべき。 ●妊婦、患者、高齢者などをどのように守るのか。 ●若年者と妊婦以外の者を含め、道民全体に対して配慮されるべき。	・修正や追加等について (責務、基本的施策等)	
責務	道	受動喫煙防止対策を総合的に推進する	道に対して、総合的に施策を推進する責務を規定するほか、市町村にも、地方自治体として、地方における対策推進のため、道やその他の関係者との協力が必要。				・修正や追加等について	
		国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図る						
	道民等	受動喫煙の正しい知識を持ち、他人に受動喫煙を生じさせないよう努める	受動喫煙対策はすべての人が関係するため、観光客や喫煙者を含めてすべての人に受動喫煙の正しい知識を持ち、道や市町村が実施する施策に協力するなどの責務を規定。また、20歳未満の者への対応を基本理念に位置づけ、受動喫煙による健康被害の未然防止など保護者の責務を規定すべき。				・修正や追加等について	
		20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める				●家庭内や自動車内で未成年者がいるときは禁煙とすべき。	・修正や追加等について	
		監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙を生じさせないよう努める					・監護する者(保護者等)の定義について	
	事業者	道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する					・修正や追加等について	
		受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める	事業者に対しては、従業員の受動喫煙の防止に向けて、職場環境の整備等に配慮する責務とする。	20歳未満の方々や妊婦の方、または、自宅等の私的空間や公園等について対象としているが、他都府県の条例でも規定されている。道独自で規定しようとしているものはあるのか。	事業者の責務のうち、法に規定する労働者のみならず、親族等の雇用関係にない者も含めた従業員等への受動喫煙防止対策を講じるとともに、他県の条例を参考にしつつ、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合の防止対策や第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合の通行量等の配慮などを努力義務として盛り込んだ。	●事業者は20歳未満の者、妊婦をはじめ従業員に関わることもあり、はっきりと禁煙とすべき。	・従業員等への受動喫煙防止対策(禁煙化等の取組)について	
		従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努める						
	関係団体	受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する	関係団体については、今回の意見聴取団体の多くが加盟員への情報周知などを行っていた現状から、他県条例のように「事業者がその業種ごとに組織する団体」に対して、道の施策への協力等を努力義務とすることにより、効果的な対策の推進を期待。					・修正や追加等について
		道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する						
基本的施策等	道の基本的施策	道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する知識の普及啓発	道民、事業者への知識の普及、意識啓発、観光客を含めた喫煙者へのマナーの周知、受動喫煙対策の推進に向けた体制整備、事業者への支援を道の施策として位置づけるべき。	「受動喫煙防止対策を総合的に推進する」とあるが、基本的施策の各項目にある対策で受動喫煙ゼロの実現を目指すことができるのか非常に疑問。具体的にどのように進める考えか。	受動喫煙の防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民、事業者、関係団体の責務を明らかにするとともに、防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持することを目的として、それぞれの責務のもと、協働で道民運動として、受動喫煙ゼロの実現を目指す。 道としては、今後とも、道民の健康づくり推進協議会などでの議論を深め、条例の基本的施策に基づく総合的かつ効果的な受動喫煙防止対策について、一層の検討を進めていく。	●道は指導的立場で、積極的な条例の推進を望む。 ●道民向け広報やCM、各市町村の広報等での普及啓発が必要である。 ●喫煙率の高さを考え、効果のある施策を実施すべき。 ●改正法や条例の施行状態の監視体制の整備が必要である。	・施策の修正や追加等について ・監視体制について	
		道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保						
		事業者等の受動喫煙防止対策を促進						
		事業者等の受動喫煙防止対策に関する調査						
		市町村が実施する受動喫煙防止対策に対して情報提供等						
		市町村等と連携して受動喫煙防止対策を推進するための体制を整備						

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞		条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		パブリックコメント等における主な意見 (中間取りまとめ)	素案作成に向けた協議事項等	
				質問要旨	答弁要旨			
基本的 施策等	学校等の 敷地内完 全禁煙	第一種施設のうち、保育所、幼稚園、小学 校、中学校、高校等(20歳未満の者が主と して利用するものに限る。)の施設管理権原 者は、特定屋外喫煙場所を定めないよう努 める	利用する者が20歳未満である保育所、幼 稚園、小学校、中学校、高等学校等は、敷 地内全面禁煙として屋外喫煙場所を設けな いよう努める。	保育所以外の児童福祉施設でも保育所と 同じように乳幼児が出入りしている。小・中・ 高等学校以外の学校においても同様であ る。その他学校、病院等についても屋外喫 煙場所を設置しないよう努めるということ を求めていくべき。	小・中・高校以外の学校や病院等は、法に 準拠し、原則敷地内禁煙としており、各施設 の管理者が受動喫煙の防止に関して正しい 知識を持ち、防止対策を講じるよう、説明会 の開催やリーフレットを配布するなど、幅広 い普及啓発に努めていく。	●学校等に特定屋外喫煙場所はない。	・努力義務を義務規定にするかについて	
	20歳未満 の方や妊 婦への対 応	道民等は、20歳未満の者等がいる場所に おいて喫煙をしないよう努める 施設の管理権原者は、20歳未満の者等が 多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定 めようとする場合は、受動喫煙を防止する ための措置を講ずるよう努める	自宅などの私的空間や公園等での喫煙 は禁止ではなく喫煙者が特に20歳未満等 への受動喫煙を生じさせないよう努力義務 等で規定することが妥当。			●公園等は敷地内禁煙とすべきで喫煙所を設けない。	・公園等の敷地内禁煙について	
	喫煙禁止 場所以外 の場所にお ける受動喫 煙防止対 策	第二種施設の管理権原者は、第二種施設 の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする 場合は、利用者の通行量等に配慮するよう 努める	建物の出入口その他の人が相互に近接 する利用が想定される場所については、改 正法による喫煙禁止場所以外の場所であっ ても、吸い殻入れ等の設置について配慮す るなどの努力義務を定める。			●コンビニの外での喫煙を禁止すべき。 ●コンビニ等屋外の灰皿は、喫煙場所の確保と路上への吸い殻のポイ 捨てを防止するために設置を進めてきたもので規制対象外とすべき。	・コンビニ等の屋外における灰皿等の取扱 いについて	
		施設の管理権原者は、20歳未満の者等が 多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定 めようとする場合は、受動喫煙を防止する ための措置を講ずるよう努める	小規模公園など、20歳未満の者、妊婦等 が多く利用する場所を含め、屋外の喫煙場 所を設置する際には、第一種施設の特定屋 外喫煙場所の基準のように、人が通常立ち 入らない場所に設置するなど受動喫煙を生 じない場所とするよう努める。			●公園等の建物内・敷地内は禁煙にすべき。	・公園等の建物内や敷地内における受動喫 煙防止対策(禁煙化等の取組)について ・公園等の対象(範囲)について	
	従業員等 に対する受動 喫煙防止 対策	事業者は、受動喫煙を未然に防止するた めの環境整備に努める	従業員が自らの意志で受動喫煙をさける ことが必ずしも容易でない場合も想定され、 労働基準法等の規定に該当しない従業員 も対象として、事業者が受動喫煙防止のた めの職場環境整備に努めるよう規定。 また、事業者の人材確保や後継者不足の 実態を懸念する観点からも、努力義務とす ることが妥当。					※「事業者の責務」の再掲
		事業者は、従業員等に受動喫煙を生じさ せないよう努める						
関係団体は、受動喫煙を未然に防止する ための取組を推進する							※「関係団体の責務」の再掲	
事業者及び関係団体は、道及び市町村が 実施する受動喫煙防止対策に協力する								
条例の見直し規定	改正健康増進法の内容を踏まえ、道条例 施行の日から5年ごとに必要な措置を講ず る。(5年ごとを基本とするが、法改正や社会 経済情勢の変化等を勘案し、その間であっ ても適時、見直しに向けた検討を行う。)	条例に見直し規定を設ける。				●時代の変化に遅れることから、3年後の見直しが必要。	・条例施行の日から5年ごとに必要な措置 を講ずることとするが、法改正や社会経済 情勢の変化等を勘案し、その間であっても 適時、見直しに向けた検討を行う考え。	

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞	条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞	主な議会議論(令和元年8月～)		パブリックコメント等における主な意見 (中間取りまとめ)	素案作成に向けた協議事項等	
		質問要旨	答弁要旨			
その他 (骨子記載 以外の検 討事項)	義務規定及び努力義務規定	法の基準を満たす喫煙専用室によって一定程度受動喫煙を防止できることが期待され、喫煙者がいる現状においては、屋内禁煙を拙速に規制して屋外の受動喫煙を増加させる懸念もあることから、各施設の管理者が法の基準を遵守することを徹底することが適当。	<p>義務規定にすることで条例の実効性が担保されると考える。努力義務で本当に実効性が確保されるのか非常に疑問である。</p> <p>義務規定や罰則について、一定の経過措置期間、周知期間が必要とのことだが、経過措置期間を設けることで、混乱が生じることなく、施行できるのではないのか。</p> <p>例えば、努力義務としている4項目のうち、学校の完全禁煙などの施策を他県条例のように1年遅れて罰則を適用できないのか。1年が難しいのであれば見直しを考えて5年を目途に進捗状況も含めながら検討できないのか。</p> <p>努力義務とされているのは、どういう場所と条件か。「努力義務」とされているところの実効性の担保はどう取り組むのか。</p>	<p>道、道民、事業所、関係団体が受動喫煙に対する正しい理解とそれぞれの責務のもとで、協働で防止対策を推進することが施策の実効性を高めることにつながると考えている。</p> <p>議会での議論をはじめ、パブリックコメントや地域説明会を通じた幅広い意見等を考慮しながら、専門部会において条例の案を策定していく過程で、改正法との関係や罰則などを含め、議論を深めていく。</p> <p>受動喫煙に関する正しい理解と責務のもとで道民一丸となって進めるため、罰則は設けず、努力義務として推進していく考え。条例の見直し規定として5年ごとに必要な措置を講じることを盛り込んでいるが、今後、条例の推進状況のほか、法改正や社会情勢の変化等を勘案し、適時、見直しに向けた検討を行っていく考え。</p> <p>道民、事業者及び関係団体の責務のほか、第一種施設のうち、学校等は屋外喫煙場所を設置しないこと、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合には受動喫煙防止対策を講じることなどを努力義務として盛り込んでいる。道としては、条例に盛り込む関係団体への責務や基本的施策について、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や推進管理の方法などを検討し、関係団体等を通じた施設管理者への制度の周知や働きかけなどを行い、実効性の高い受動喫煙防止対策を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都、大阪府並みの罰則付きの条例を求める。 ●屋内禁煙が強化されると屋外での喫煙は逆に増える予想。条例では喫煙区域等を限定し、悪質違反には罰則を検討すべき。 ●条例の実効性を高めるため、厳しい罰則が不可欠である。 ●罰則には反対。国が法改正し、これから受動喫煙対策を進める時期であり、まずは国が決めたルールの周知徹底が重要である。 ●子どもに配慮した内容で現状案に賛成。罰則を設けたり、国の法律を上回るような内容は事業者だけでなく我々一般市民にも混乱や軋轢が生じる。そのようなことをせず、道民の理念(思いやり)を明確にした今回の条例は素晴らしい。 ●道民の基本的理念を表明し、その指針に向けて、色んな主義主張のある多様な人たちが望まない受動喫煙防止に向けて取り組んで行ける土壌を作ることは重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務規定の設定について ・罰則規定の設定について
	罰則規定	独自の罰則を条例で規定している県もあるが、法との二重規制となる場合には、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要。早期の条例制定が求められている現状では、十分な議論を行うことが難しいことから、罰則は規定せず、道の施策で実効性のある受動喫煙対策を推進。道条例においては、努力義務の規定に対して罰則規定を設けることにはならない。	<p>「がん対策推進委員会」において、「罰則規定を設けるべき」という意見が出ている。事務局からは「罰則規定を設けると混乱が生じる」という発言があったが、なぜ混乱が生じるのか。努力義務は決定ではないということでは理解してよいか。</p> <p>専門部会での議論において、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があった。また、努力義務は決定ではない。</p>			
	飲食店への対応	<p>東京都の条例は、健康増進法の規定よりも厳しい面があり、本道の条例は十分に参考にすべき。法律と東京都の条例、本道の条例案、この違いはどのようなところか。</p> <p>条例骨子案では、小規模飲食店での喫煙が選択可能とされている。店主の意向で喫煙可能となった場合、従業員の健康の阻害要因となるが、なぜ、喫煙可能とするのか。</p>	<p>法律上、既存の小規模飲食店であっても、東京都では、2020年4月からは従業員を雇用している場合、禁煙または分煙の措置が義務付けられているが、道では、専門部会において、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があったことから、法に準拠することとしている。</p> <p>改正法では、既存特定飲食提供施設は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として喫煙施設とすることも選択可能とされたところ。しかしながら、専門部会における議論では、こうした事業所でも従業員の受動喫煙を防止することが重要との考えから、未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを事業者の責務として盛り込んだ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●弱い立場にある従業員の健康や雇用を守るため規制が必要である。 ●飲食店は東京や大阪のように従業員を守るための規制が必要である。 ●既に改正法に基づく分煙化等の対策に取り組んでおり、条例による規制は混乱を起こす。 ●東京等では店内を禁煙にしたため客足が遠のき廃業に追い込まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員を雇用する飲食店における受動喫煙防止対策について(既存特定飲食提供施設において、どのようにして従業員を受動喫煙から守るかについて) 	
その他 (骨子記載 以外の検 討事項)	飲食店への対応	小規模飲食店で禁煙化を進めていくために、道として支援、働きかけを行なうべきではないか。	<p>道では「おいしい空気の施設推進事業」を実施し、禁煙等を行う飲食店などを登録して、おいしい空気をPRできるステッカーの配布や道のホームページで施設の紹介を行ってきた。</p> <p>道としては、こうした事業により、飲食店における禁煙の取組を働きかけるとともに、条例において、事業者の責務として、受動喫煙を未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを盛り込み、飲食店における受動喫煙防止対策を推進していく。</p>			

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞	条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞	主な議会議論(令和元年8月～)		パブリックコメント等における主な意見 (中間取りまとめ)	素案作成に向けた協議事項等
		質問要旨	答弁要旨		
加熱式たばこへの対応	指定たばこ専用喫煙室は、20歳未満の入室が禁止されており、20歳未満の者を受動喫煙の健康への悪影響から保護する道の方向性とも一致していることから、現状は法に準拠する取り扱いとし、今後、国における科学的知見の評価が出た時点で、速やかに対応。	加熱式のたばこの問題であるが、健康にもたらす影響はどう認識されているのか。条例骨子案ではタバコと同じ扱いにするのか。取扱いについて伺う。	加熱式たばこは、国の検討会において、主流煙に健康に影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、現時点までに得られた科学的知見では、受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされている。 専門部会では、こうした国の考えや改正法において、加熱式たばこの専用喫煙室への20歳未満の入室を禁止するなど、子どもを受動喫煙から守るといった道の方向性と一致していることから、条例で特段の規定は設けないこととしている。	●加熱式たばこも有害物質が含まれる点で紙巻きたばこ何ら変わらない。紙巻きたばこ様に規制対象となることを明示すべき。 ●改正法に基づき既に整備を進めている。この整備が無駄になり、更なる投資が発生することが一切ない対応を要望する。	・加熱式たばこに対する規制を設定するかについて
サードHANDSモーク(三次喫煙)への対応		道庁本庁舎は900人を超える道職員の喫煙者があり、屋外喫煙場所の清掃は外部委託の団体が1日3回は吸い殻の廃棄をしなければならない。こうした清掃に従事する方々は、望まない受動喫煙であり、こういう被害を実態として考えるべきではないか。	改正法において、業務に従事する者を使用する者は、望まない受動喫煙を防止するため、施設の実情に応じた適切な措置をとるよう努めなければならないこととされている。こうした事例は、専門部会に報告し、受動喫煙防止対策の取組の促進に向けて議論していく。	●たばこを吸い終えた後に残る有害物質による三次喫煙(残留受動喫煙)の防止対策を検討すべき。	・条例に規定するかについて
行動プランの作成		罰則が無いという事も含めると、条例の実効性の担保をどう作っていくのが非常に大事である。受動喫煙ゼロを目指すということになると行動計画がしっかり示されなければならない。具体的な施策、達成期限などを設ける必要があると考える。	条例に盛り込む基本的施策の実効性を高めるため、議会議論やパブリックコメント等を通じた幅広い道民からの意見を参考にして、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や進捗管理の方法などを検討していく。	●具体的な行動プランの作成が必要である。	・条例に規定するかについて
禁煙施設の表示				●飲食店の出入口の見やすい箇所に、「禁煙」、「喫煙可」の標識を義務として掲示すべき。	・禁煙表示の規制を設けるかについて(義務または努力義務)
標識の内容(使用言語)の検討					・道が作成する標識に使用する外国語の種類について